

別表

対象となる業種	日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）による以下の業種（下記に該当する業種であっても「管理、補助的経済活動を行う事業所」は除く。） ５７ 織物・衣服・身の回り品小売業 ５８ 飲食料品小売業 ５９２ 自転車小売業 ５９３ 機械器具小売業（自動車、自転車を除く） ６０ その他の小売業 ７０５ スポーツ・娯楽用品賃貸業 ７４６１ 写真業（商業写真業を除く） ７６ 飲食店 ７７１ 持ち帰り飲食サービス業 ７７２ 配達飲食サービス業 ７８２ 理容業 ７８３ 美容業
---------	--

備考 各業種コードは日本標準産業分類による。